

市民協働のまちづくり推進指針

第1章 まちづくりと市民協働

1. 市民協働の提案

わたしたちのまちには、市民の願いを実現するために、市民のさまざまな活動によって築かれてきました。

より良いまちをつくるために、市民が現在取り組んでいるまちづくりを推進するとともに、「市民協働」という、新しい形態によるまちづくりを始める必要性が高まっています。

そこで、市民のみなさんに市民協働のまちづくりを提案します。

2. 市民協働の定義と運営ルール

(1) 市民協働の定義

一人一人の市民や、さまざまな団体に所属している市民が、だれでも、共に、人間らしく、しあわせに生きることができる江南のまちをつくるために、一定の運営ルールをもって、自主的、自発的に取り組むまちづくりの活動を「市民協働」と定義します。

(2) 市民協働の運営ルール

①目的・目標の共有

- ・まちづくりのテーマごとに、具体的な目的、目標を共有します。
- ・活動方針を決めるときは、互いの意見を尊重し、一致点をめざし、合意するまで話しあいます。

②対等・自立の関係

- ・年齢、性、国籍、職業などに関わりなく、対等な関係のもとに運営します。
- ・人格的に依存、従属せず、互いに人権を尊重し、自立した関係のもとに運営します。

③参加の自由

- ・いかなる強制を受けることなく、自主的、自発的に、自由な意思にもとづいて参加できます。

④情報の共有、公開、透明性の確保

- ・まちづくりの情報を活動の参加者が共有します。
- ・活動に関する情報を公開し、透明性を確保します。

⑤法令の順守、個人情報の保護

- ・関係する法令、条例等の規定を守ります。
- ・プライバシーに関する情報を保護します。

⑥活動の評価と改善

- ・まちづくりの活動を評価、点検し、成果と問題点を明らかにして、改善しながら運営します。

(3) 市民協働と市民活動

市民協働は、市民活動の形態の中の一つとして位置づけられ、他の市民活動と同様にまちづくりに取り組むものです。その中でも、上記のような市民協働の運営ルールをもち、そのルールを確認しあいながら活動する点が、他の市民活動とは異なる市民協働の特徴です。つまり、上記のような運営ルールをもつ市民活動のことを、市民協働と呼びます。

3. 市民が取り組むまちづくり

(1) まちづくりと市民自治

市民が取り組むまちづくりには、市民や市民活動団体、民間の企業、団体などが直接取り組んでいるものと、市民が、主権者として、江南市という自治体をつくり、まちづくりの一部を市に信託しているものがあります。

いずれのまちづくりも、市民の自治活動として取り組まれているものであり、市民の自治意識と自治能力をより高め、発揮するきっかけにもなります。

(2) まちづくりの目標(例)

市民が取り組むまちづくりの主な目標例としては、次のようなテーマが考えられます。

①子どもたちが夢と希望をもって学び、育つまち

笑い声に満ち、夢と希望をもって、子どもたちが、生き生きと楽しく学び、すこやかに育ちあうまち。

子どもたちが、年齢にふさわしいかたちで、まちづくりに参加し、未来を担う市民として成長していくことを見守るまち。

②共に生き支えあい、健康に暮らせるまち

介護、福祉、医療、保健などが充実し、すべての市民が人間らしく健康に暮らせるまち。

③生きがいと活力あふれるまち

市民が自由活発にさまざまな活動を続けながら、互いに連帯と信頼を強め、生きがいと活力あふれるまち。

市民が生涯学習活動や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加しやすく、活発に運営しやすいまち。

④環境と調和し、快適に暮らせるまち

ごみ減量やリサイクル推進、地球温暖化防止、自然環境の保全などの活動が推進され、市民が将来にわたって快適に暮らせるまち。

⑤安心・安全に暮らせるまち

防災、防犯、交通安全などに関する活動が推進され、市民が安心して暮らせるまち。

⑥人権が尊重され、平和に暮らせるまち

人権、平和、国際理解などに関する学習や行催事の充実により、市民の人権が尊重され、市民の個性と能力が活かされるまち。

第2章 市民が取り組むまちづくりを推進する市の施策

1. 情報の共有

市民が取り組むまちづくりを推進するためには、市民と市がまちづくりの情報を共有することが必要です。

(1) 情報提供の推進

市は、政策の立案、決定、実施、評価などの各段階において、市民に対して、まちづくりに関する政策内容、決定過程、行政評価などを公表し、わかりやすく説明する責任を果たします。

市は、市民と情報を共有するため、情報提供の体制を整備します。政策に関する市民懇談会の開催や報道機関を通じた情報の提供、各種の要綱や審議会等の会議録の市ホームページでの公開に取り組みます。

(2) 審議会等の公開

「審議会等」とは、戦略計画審議会、環境審議会など、法令や条例にもとづいて設置する「附属機関」と、江南市市民協働研究会など、要綱等で設置する研究会や市民会議等のことです。

審議会等は、市の政策立案に重要な役割を果たしているため、法令の規定により公開しないとされている場合や、会議の内容に江南市情報公開条例に定める不開示情報が含まれる場合などを除いて、公開を原則とします。

(3) 財政状況の公表

市の行政や財政を改革していくためには、市民が市の財政状況について、市と同じ水準の情報を共有していることが前提となります。財政状況の公表方法について、さらに工夫し、市民に分かりやすい情報提供に努めます。

2. 市民参画制度の改善と確立

市は、市民の信託に応え、すべての市民のしあわせのために、市政を推進することが求められています。

主権者である市民の意思をよりの確に反映するために、市政への市民の参加を推進する市民参画制度の改善、確立をすることが必要となっています。

市民参画制度の改善、確立は、市民が取り組むまちづくりを推進するための重要な前提条件となるものです。

市民は、自由に直接取り組むまちづくりの活動を進めながら、同時に、市のまちづくりに関する政策の立案、実施、評価などの各段階においても、意見を述べ、提案するなど、市民自治のまちづくりの一環として、市の政策決定に主体的に参画できます。

市民参画を推進するために、その必要性が高まっている、改善すべき制度の一

つとして、市の施設を利用する市民の意見を、施設の運営に反映するための仕組みを工夫する課題があります。

また、市民参画制度の確立に向けて、新たな市民参画について定めた条例を制定します。市民が取り組むまちづくりを推進する新たな市民参画制度として、次のようなものがあります。

①市民政策提案

市民が具体的なまちづくりに関する政策を市に提案し、その提案を市が検討し、意思決定を行い、市民からの提案の内容、市の考え方や決定内容などを公表する制度です。

②市民委員会

公募市民のみで構成され、まちづくりに関する政策や予算の研究と提言を行う委員会であり、次のような特徴があります。

- ・一般公募で選ばれた市民で構成され、会議や事務局の運営は市民が行い、市は印刷費等の活動費の補助などの役割を担います。
- ・学習活動、調査や研究活動などを通して政策を立案し、市に提案します。

3. 市民協働や市民活動によるまちづくりの推進

(1) 市民協働や市民活動によるまちづくりを推進する市の施策

市民協働や市民活動によるまちづくりは、市民が取り組むまちづくりの中で重要な位置を占めるものです。こうしたまちづくりを推進するために、市は、次の施策を行います。

① 活動場所の確保

市民協働や市民活動によるまちづくりに参加する市民に対し、会議室、印刷機、活動に必要な情報などの提供、まちづくりに取り組む団体間の活動交流の場づくりなどの施策を実施するために、新たに、市民・協働ステーションを設置するなど拠点施設を確保します。

公民館、学習等供用施設、コミュニティセンターなどを、市民がより利用しやすくするために、施設の運営に市民が主体的に参画できる仕組みを整備します。また、市内の学校施設を市民協働や市民活動、生涯学習活動などに積極的に活用できる体制を整備します。

② 情報の提供

まちづくり取り組む市民協働や市民活動の情報を市民に提供するためのホームページの充実や情報誌の定期的発行など、市民が、市民協働や市民活動の情報を共有できる仕組みを整備します。

③ 学習・研修の機会提供

市民協働や市民活動によるまちづくりに参加する市民の輪を拡げ、運営能力の向上を図るため、学習・研修の機会を提供します。

④ 補助金制度の創設

市民協働や市民活動の団体が取り組む、まちづくりに関する補助金制度を創設します。

補助金を交付する事業の提案を公募し、選考審査の過程と結果を公開する制度を整備します。

⑤ 活動機会の創出

市民協働や市民活動の団体に対し、まちづくりに関する事業に参入する機会を提供し、事業提案を募集する制度を創設します。

団体から提案された事業を実施する場合は、企画立案段階から十分に協議し、まちづくりの目的や情報の共有、事業に関する情報の公開、透明性の確保を図ります。

⑥ 活動交流の機会提供

まちづくりに取り組む市民協働や市民活動の団体が、効果的に活動を推進できるようにするため、活動交流や情報交換の機会をつくれます。

⑦ 市職員の能力開発

市職員は、市民協働や市民活動によるまちづくりを推進するため、必要な能力の開発に取り組み、市民との信頼関係を強めます。市は、職員の能力開発を推進するため、庁内の各部署の連携や職員研修の充実を図ります。

市職員は、地域社会を構成する一市民であることを自覚し、まちづくりに取り組む市民の活動に対して、共感と理解を深め、積極的に参加することが求められています。

(2) 市の委託事業等における心がけ

市が、市民協働や市民活動の団体に、まちづくりに関する市の事業を委託する場合や、市と団体が共催する場合には、双方は、次に掲げる事項を心がけて取り組みます。

- ・ 企画立案段階から事業の目的や情報を共有し、双方の提言や意見を尊重して、方針の検討に反映させます。
- ・ 方針や方策を変更する場合は、市が一方的に決定するのではなく、相互に、十分な協議を通じて合意をめざします。
- ・ 事業を委託する団体を募集する場合は、事業の内容、選定の基準や方法を明確にし、それらの情報を公開します。
- ・ 委託先を選定する場合は、公正な審査を行い、必要に応じて公開プレゼンテーション方式を採用します。
- ・ 双方は、事業年度ごとに、事業活動の評価と点検を行い、解決すべき課題を明らかにして、事業活動の改善を図ります。